

目 次

第 1 章 危険物規制の概要

- 第 1 危険物の貯蔵及び取扱い制限等
- 第 2 危険物施設の区分
- 第 3 危険物施設の規制範囲
- 第 4 指定数量の倍数の算定方法
- 第 5 タンクの容積の算定方法

第 2 章 位置、構造及び設備の技術上の基準

第 1 節 製造所

- 第 1 保安距離
- 第 2 保有空地
- 第 3 標識及び掲示板
- 第 4 地階
- 第 5 建築物の構造
- 第 6 屋根
- 第 7 窓、出入口
- 第 8 網入ガラス
- 第 9 床の構造
- 第 10 採光、照明、換気設備及び排出設備
- 第 11 屋外の液状危険物を取り扱う設備の周囲に設ける囲い等
- 第 12 危険物を取り扱う機械器具等
- 第 13 温度測定装置
- 第 14 加熱・乾燥設備
- 第 15 圧力計及び安全装置
- 第 16 電気設備
- 第 17 静電気除去装置
- 第 18 避雷設備
- 第 19 20 号タンク
- 第 20 配管
- 第 21 電動機、ポンプの取付け位置
- 第 22 高引火点危険物の製造所
- 第 23 アルキルアルミニウム等、アセトアルデヒド等、ヒドロキシルアミ

ン等の製造所

第 24 その他

第 2 節 屋内貯蔵所

- 第 1 屋内貯蔵所の区分
- 第 2 保安距離
- 第 3 保有空地
- 第 4 標識及び掲示板
- 第 5 貯蔵倉庫の形態（独立専用）
- 第 6 貯蔵倉庫の軒高等
- 第 7 貯蔵倉庫の床面積の制限
- 第 8 貯蔵倉庫の構造
- 第 9 屋根
- 第 10 窓、出入口
- 第 11 網入りガラス
- 第 12 床の構造
- 第 13 床の傾斜、貯留設備等
- 第 14 架台
- 第 15 採光、照明、換気設備及び排出設備
- 第 16 電気設備
- 第 17 避雷設備
- 第 18 温度上昇防止装置等
- 第 19 平屋建て以外の独立専用屋内貯蔵所
- 第 20 建築物の一部に設置する屋内貯蔵所
- 第 21 特定屋内貯蔵所
- 第 22 高引火点危険物の屋内貯蔵所
- 第 23 蓄電池により貯蔵される危険物の屋内貯蔵所
- 第 24 有機過酸化物、アルキルアルミニウム等又はヒドロキシルアミン等の屋内貯蔵所
- 第 25 その他

第 3 節 屋外タンク貯蔵所

- 第 1 屋外タンク貯蔵所の分類
- 第 2 タンクの形状と屋根形式
- 第 3 保安距離
- 第 4 敷地内距離

- 第 5 保有空地
- 第 6 標識及び掲示板
- 第 7 屋外貯蔵タンクの構造
- 第 8 屋外貯蔵タンクの耐震・耐風圧構造等
- 第 9 放爆構造
- 第 10 外面塗装
- 第 11 底板外面の防食措置
- 第 12 通気管、安全装置
- 第 13 液量自動表示装置
- 第 14 注入口
- 第 15 ポンプ設備
- 第 16 弁
- 第 17 水抜管
- 第 18 配管等
- 第 19 電気設備
- 第 20 避雷設備
- 第 21 防油堤
- 第 22 固体の禁水性物品・二硫化炭素
- 第 23 高引火点危険物の屋外タンク貯蔵所
- 第 24 アルキルアルミニウム等、アセトアルデヒド等、ヒドロキシルアミン等の屋外タンク貯蔵所

第 4 節 屋内タンク貯蔵所

- 第 1 タンクの設置場所
- 第 2 タンク室内の間隔
- 第 3 標識及び掲示板
- 第 4 タンクの容量
- 第 5 タンクの構造
- 第 6 外面塗装
- 第 7 通気管、安全装置
- 第 8 液量自動表示装置
- 第 9 注入口
- 第 10 ポンプ設備
- 第 11 弁
- 第 12 水抜管
- 第 13 配管

- 第 14 タンク専用室の構造等
- 第 15 電気設備
- 第 16 平屋建以外の建築物に設ける屋内タンク貯蔵所
- 第 17 アルキルアルミニウム等、アセトアルデヒド等、ヒドロキシルアミン等の屋内タンク貯蔵所

第 5 節 地下タンク貯蔵所

- 第 1 地下タンク貯蔵所の分類等
- 第 2 タンクの設置方法
- 第 3 地下貯蔵タンクとタンク室の間隔
- 第 4 地下貯蔵タンクの頂部と地盤面との距離
- 第 5 地下貯蔵タンクの相互の距離
- 第 6 標識及び掲示板
- 第 7 地下貯蔵タンクの構造
- 第 8 地下貯蔵タンクの外面保護
- 第 9 通気管、安全装置
- 第 10 液量自動表示装置
- 第 11 注入口
- 第 12 ポンプ設備
- 第 13 配管
- 第 14 電気設備
- 第 15 漏えい検知設備
- 第 16 タンク室の構造
- 第 17 二重殻タンクの地下タンク貯蔵所
- 第 18 漏れ防止構造の地下タンク貯蔵所
- 第 19 特例の地下タンク貯蔵所
- 第 20 その他

第 6 節 簡易タンク貯蔵所

- 第 1 タンクの設置場所
- 第 2 タンクの設置数
- 第 3 標識及び掲示板
- 第 4 タンクの固定及び空地
- 第 5 タンクの容量、構造及びさび止め塗装
- 第 6 通気管
- 第 7 給油設備及び注油設備

第7節 移動タンク貯蔵所

- 第1 移動タンク貯蔵所の種類
- 第2 常置場所
- 第3 タンクの構造
- 第4 安全装置及び防波板等
- 第5 マンホール及び注入口のふた
- 第6 可燃性蒸気回収設備
- 第7 側面枠及び防護枠
- 第8 底弁及び底弁の閉鎖装置
- 第9 外部からの衝撃による底弁の損傷を防止するための措置
- 第10 配管の先端弁
- 第11 電気設備
- 第12 接地導線
- 第13 注入ホース
- 第14 計量時の静電気による災害を防止するための措置
- 第15 表示設備及び標識
- 第16 積載式移動タンク貯蔵所
- 第17 給油タンク車
- 第18 アルキルアルミニウム等、アセトアルデヒド等、ヒドロキシルアミン等の移動タンク貯蔵所
- 第19 国際輸送用移動タンク貯蔵所
- 第20 特殊な移動タンク貯蔵所

第8節 屋外貯蔵所

- 第1 保安距離
- 第2 設置場所
- 第3 区画
- 第4 保有空地
- 第5 標識及び掲示板
- 第6 架台
- 第7 塊状硫黄等に係る屋外貯蔵所
- 第8 高引火点危険物の屋外貯蔵所
- 第9 引火性固体、第1石油類又はアルコール類の屋外貯蔵所
- 第10 その他の屋外貯蔵所

第9節 給油取扱所

- 第1 給油取扱所の区分
- 第2 固定給油設備
- 第3 給油空地
- 第4 注油空地
- 第5 給油空地及び注油空地の舗装
- 第6 滞留・流出防止措置
- 第7 標識及び掲示板
- 第8 専用タンク等
- 第9 固定給油設備及び固定注油設備
- 第10 固定給油設備及び固定注油設備の表示
- 第11 固定給油設備及び固定注油設備の位置
- 第12 懸垂式固定給油設備等のホース機器引出口の高さ・緊急停止装置
- 第13 建築物の規制
- 第14 可燃性蒸気流入防止構造
- 第15 給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁
- 第16 電気設備
- 第17 付随設備
- 第18 給油に支障がある設備

第10節 屋内給油取扱所

- 第1 屋内給油取扱所の定義
- 第2 建築物の位置及び構造等
- 第3 専用タンク又は廃油タンク等の構造等
- 第4 給油取扱所の開放性と講ずべき措置
- 第5 可燃性の蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみの制限
- 第6 上階がある場合の措置

第11節 特殊形態の給油取扱所

- 第1 特殊形態の給油取扱所の概要
- 第2 航空機給油取扱所の特例基準
- 第3 船舶給油取扱所の特例基準
- 第4 鉄道給油取扱所の特例基準
- 第5 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の特例基準（屋外）
- 第6 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の特例基準（屋内）
- 第7 圧縮水素充填設備設置給油取扱所の特例基準

- 第 8 自家用給油取扱所の特例基準
- 第 9 メタノール等及びエタノール等の給油取扱所の特例基準(屋外)
- 第 10 メタノール等及びエタノール等の給油取扱所の特例基準(屋内)
- 第 11 メタノール等及びエタノール等の給油取扱所の特例基準(圧縮天然ガス等)
- 第 12 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の特例基準(屋外)
- 第 13 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の特例基準(屋内)
- 第 14 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の特例基準(圧縮天然ガス等)
- 第 15 顧客に自ら給油等をさせるエタノール等の給油取扱所の特例基準(圧縮天然ガス等)

第 12 節 販売取扱所

- 第 1 位置
- 第 2 標識及び掲示板
- 第 3 壁の構造
- 第 4 はり及び天井の構造
- 第 5 屋根等の構造
- 第 6 窓、出入口
- 第 7 網入ガラス
- 第 8 電気設備
- 第 9 配合室
- 第 10 第 2 種販売取扱所
- 第 11 壁等の構造
- 第 12 上階の床の構造等
- 第 13 窓の構造
- 第 14 出入口の構造

第 13 節 移送取扱所

- 第 1 移送取扱所の区分及び定義
- 第 2 移送取扱所の基準の概要
- 第 3 設置場所
- 第 4 配管の材料
- 第 5 配管等の構造
- 第 6 伸縮吸収措置
- 第 7 配管等の接合
- 第 8 溶接

- 第 9 防食被覆
- 第 10 電気防食
- 第 11 加熱及び保温のための設備
- 第 12 地下埋設
- 第 13 道路下埋設
- 第 14 線路敷下埋設
- 第 15 河川保全区域内埋設
- 第 16 地上設置
- 第 17 海底設置
- 第 18 海上設置
- 第 19 道路横断設置
- 第 20 線路下埋設
- 第 21 河川等横断設置
- 第 22 漏えい拡散防止措置
- 第 23 可燃性蒸気の滞留防止措置
- 第 24 不等沈下等のおそれのある場所における配管の設置
- 第 25 配管と橋との取付部
- 第 26 掘さくにより周囲が露出することになった配管の保護
- 第 27 非破壊試験
- 第 28 耐圧試験
- 第 29 運転状態の監視装置
- 第 30 安全制御装置
- 第 31 圧力安全装置
- 第 32 漏えい検査装置等
- 第 33 緊急しや断弁
- 第 34 危険物除去装置
- 第 35 感震装置等
- 第 36 通報設備
- 第 37 警報設備
- 第 38 巡回監視車等
- 第 39 予備動力源
- 第 40 保安用接地等
- 第 41 絶縁
- 第 42 避雷設備
- 第 43 電気設備
- 第 44 標識等

- 第 45 保安設備の作動試験
- 第 46 船舶より又は船舶へ移送する場合の配管系の保安設備等
- 第 47 ポンプ等
- 第 48 ピグ取扱い装置
- 第 49 切替え弁等
- 第 50 危険物の受入れ口及び払出し口
- 第 51 移送基地の保安措置
- 第 52 移送取扱所の基準の特例を認める移送取扱所の指定
- 第 53 移送取扱所の基準の特例

第 14 節 一般取扱所

- 第 1 一般取扱所の規制の概要
- 第 2 一般取扱所の基準
- 第 3 類型化された特例の一般取扱所
- 第 4 専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所
- 第 5 専ら洗浄作業等を行う一般取扱所
- 第 6 専ら焼入れ作業等を行う一般取扱所
- 第 7 危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所
- 第 8 専ら充填作業を行う一般取扱所
- 第 9 専ら詰替え作業を行う一般取扱所
- 第 10 蓄電池等を製造する作業を専ら行う一般取扱所
- 第 11 油圧装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所
- 第 12 切削装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所
- 第 13 熱媒体油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所
- 第 14 蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所
- 第 15 高引火点危険物の一般取扱所
- 第 16 アルキルアルミニウム等、アセトアルデヒド等又はヒドロキシルアミン等の一般取扱所
- 第 17 その他の一般取扱所

第 3 章 消防用設備等（令和 9 年度公表予定）

- 第 1 節 消防用設備等に係る基本事項
- 第 2 節 消火設備の基準
 - 所要単位及び能力単位
- 第 3 節 屋内消火栓設備の基準
- 第 4 節 屋外消火栓設備の基準
- 第 5 節 スプリンクラー設備の基準
- 第 6 節 水蒸気消火設備の基準
- 第 7 節 水噴霧消火設備の基準
- 第 8 節 泡消火設備の基準
- 第 9 節 不活性ガス消火設備の基準
- 第 10 節 ハロゲン化物消火設備の基準
- 第 11 節 粉末消火設備の基準
- 第 12 節 第 4 種消火設備の基準
- 第 13 節 第 5 種消火設備の基準
- 第 14 節 蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の消火設備の特例
- 第 15 節 電気設備の消火設備の基準
- 第 16 節 消火設備の耐震対策
- 第 17 節 内燃機関駆動による加圧送水装置等の構造及び性能の基準
- 第 18 節 警報設備の基準
- 第 19 節 避難設備の基準
- 第 20 節 施設別消火設備の早見表

第 4 章 別記

- 別記 1 危険物
- 別記 2 指定数量
- 別記 3 認定保安距離
- 別記 4 不燃材料、耐火構造及び準耐火構造
- 別記 5 標識・掲示板
- 別記 6 延焼のおそれのある外壁
- 別記 7 可燃性蒸気又は微粉の換気、排出設備の区分表
- 別記 8 電気設備
- 別記 9 20 号タンク
- 別記 10 配管の材料・塗覆装及び運用

- 別記 11 電氣的腐食のおそれのある場所の測定判定方法並びに電気防食方式の選定
- 別記 12 危険物施設間の区分
- 別記 13 敷地内距離
- 別記 14 架台の耐震構造
- 別記 15 耐震又は耐風圧の計算例
- 別記 16 底板外面防食措置
- 別記 17 通気管・安全装置
- 別記 18 可とう管
- 別記 19 防油堤の構造
- 別記 20 地下貯蔵タンク及びタンク室の構造例
- 別記 21 地下貯蔵タンクの外面保護方法
- 別記 22 二重殻タンクの浮力計算例
- 別記 23 移送取扱所の配管等の附属範囲
- 別記 24 タンクの内容量の計算方法
- 別記 25 自動車の部分的な補修を目的とする塗装業務等
- 別記 26 既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等に係る運用
- 別記 27 IMDG コードに規定されているタンクの諸元及び適応する危険物
- 別記 28 太陽光発電設備
- 別記 29 建築物の屋上に設置する航空機給油所